

<<<新旧対照表>>>

○多治見市危険物規制規則（平成29年2月22日規則第7号）の一部を改正する規則新旧対照表

部署名：予防課

新	旧
<p>○多治見市危険物規制規則 平成29年2月22日規則第7号 改正</p>	<p>○多治見市危険物規制規則 平成29年2月22日規則第7号 改正</p>
<p>平成31年3月29日規則 第26号 令和2年2月12日規則 第7号 令和3年4月1日規則 第36号 令和3年12月3日規則 第63号</p>	<p>平成31年3月29日規則 第26号 令和2年2月12日規則 第7号 令和3年4月1日規則 第36号 令和3年12月3日規則 第63号</p>
<p>多治見市危険物規制規則 (趣旨)</p>	<p>多治見市危険物規制規則 (趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「府令」という。）その他危険物の規制に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「府令」という。）その他危険物の規制に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(仮の貯蔵又は取扱いの承認)</p>	<p>(仮の貯蔵又は取扱いの承認)</p>
<p>第2条 府令第1条の6の申請書は、正副2通を消防長に提出しなければならない。</p>	<p>第2条 府令第1条の6の申請書は、正副2通を消防長に提出しなければならない。</p>
<p>2 消防長は、前項の申請について承認するときは、当該申請書の副本に仮貯蔵仮取扱承認済印（別記様式第1号）を押印し、仮貯蔵仮取扱承認済表示板（別記様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。</p>	<p>2 消防長は、前項の申請について承認するときは、当該申請書の副本に仮貯蔵仮取扱承認済印（別記様式第1号）を押印し、仮貯蔵仮取扱承認済表示板（別記様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。</p>
<p>3 前項の規定による承認を受けた者は、当該承認を受けた期間中、当該承認を受けた場所の見やすい箇所に仮貯蔵仮取扱承認済表示板を掲示しなければならない。</p>	<p>3 前項の規定による承認を受けた者は、当該承認を受けた期間中、当該承認を受けた場所の見やすい箇所に仮貯蔵仮取扱承認済表示板を掲示しなければならない。</p>
<p>(製造所等の設置又は変更の許可)</p>	<p>(製造所等の設置又は変更の許可)</p>
<p>第3条 市長は、法第11条第1項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更について許可するときは、危険物製造所貯蔵所取扱所設置変更許可書（別記様式第3号）を当該申請者に交付するものとする。</p>	<p>第3条 市長は、法第11条第1項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更について許可するときは、危険物製造所貯蔵所取扱所設置変更許可書（別記様式第3号）を当該申請者に交付するものとする。</p>
<p>(許可の取下げ)</p>	<p>(許可の取下げ)</p>
<p>第4条 前条の規定により危険物製造所貯蔵所取扱所設置変更許可書の交付を受けた者が、当該許可に係る製造所等の設置又は変更を取り止め</p>	<p>第4条 前条の規定により危険物製造所貯蔵所取扱所設置変更許可書の交付を受けた者が、当該許可に係る製造所等の設置又は変更を取り止め</p>

新	旧
<p>ようとするときは、危険物製造所貯蔵所取扱所設置変更取下げ届出書（別記様式第4号）を市長に届け出なければならない。</p>	<p>ようとするときは、危険物製造所貯蔵所取扱所設置変更取下げ届出書（別記様式第4号）を市長に届け出なければならない。</p>
<p>（仮使用の承認）</p>	<p>（仮使用の承認）</p>
<p>第5条 府令第5条の2の申請書は、正副2通を提出しなければならない。</p>	<p>第5条 府令第5条の2の申請書は、正副2通を提出しなければならない。</p>
<p>2 市長は、法第11条第5項ただし書の規定による承認をするときは、前項に規定する申請書の副本に仮使用承認済印（別記様式第5号）を押印し、仮使用承認済表示板（別記様式第6号）を当該申請者に交付するものとする。</p>	<p>2 市長は、法第11条第5項ただし書の規定による承認をするときは、前項に規定する申請書の副本に仮使用承認済印（別記様式第5号）を押印し、仮使用承認済表示板（別記様式第6号）を当該申請者に交付するものとする。</p>
<p>3 前項の規定による承認を受けた者は、完成検査が完了するまでの間、当該承認を受けた場所の見やすい箇所に仮使用承認済表示板を掲示しなければならない。</p>	<p>3 前項の規定による承認を受けた者は、完成検査が完了するまでの間、当該承認を受けた場所の見やすい箇所に仮使用承認済表示板を掲示しなければならない。</p>
<p>（岐阜県公安委員会への通報）</p>	<p>（岐阜県公安委員会への通報）</p>
<p>第6条 法第11条第7項の規定による岐阜県公安委員会への通報は、危険物製造所等の設置・変更許可について（通報）（別記様式第7号）により行うものとする。</p>	<p>第6条 法第11条第7項の規定による岐阜県公安委員会への通報は、危険物製造所等の設置・変更許可について（通報）（別記様式第7号）により行うものとする。</p>
<p>2 法第11条の4第3項において準用する法第11条第7項の規定による岐阜県公安委員会への通報は、危険物製造所等の品名、数量又は指定数量の倍数変更について（通報）（別記様式第8号）により行うものとする。</p>	<p>2 法第11条の4第3項において準用する法第11条第7項の規定による岐阜県公安委員会への通報は、危険物製造所等の品名、数量又は指定数量の倍数変更について（通報）（別記様式第8号）により行うものとする。</p>
<p>（製造所等の用途廃止の届出）</p>	<p>（製造所等の用途廃止の届出）</p>
<p>第7条 法第12条の6による届出には、危険物製造所貯蔵所取扱所設置変更許可書及び政令第8条第3項に規定する完成検査済証（以下「完成検査済証」という。）並びに交付された場合に限り、政令第8条の2第7項に規定するタンク検査済証（以下「タンク検査済証」という。）を添付しなければならない。</p>	<p>第7条 法第12条の6による届出には、危険物製造所貯蔵所取扱所設置変更許可書及び政令第8条第3項に規定する完成検査済証（以下「完成検査済証」という。）並びに交付された場合に限り、政令第8条の2第7項に規定するタンク検査済証（以下「タンク検査済証」という。）を添付しなければならない。</p>
<p>（紛失の届出）</p>	<p>（紛失の届出）</p>
<p>第8条 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「設置者」という。）は、前条に規定する許可書、完成検査済証又はタンク検査済証を紛失したときは、紛失届（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第8条 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「設置者」という。）は、前条に規定する許可書、完成検査済証又はタンク検査済証を紛失したときは、紛失届（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。</p>
<p>（予防規程の認可）</p>	<p>（予防規程の認可）</p>
<p>第9条 市長は、法第14条の2第1項の規定による予防規程の認可をするときは、当該申請書の副本に認可済印（別記様式第10号）を押印し、当該申請者に交付するものとする。</p>	<p>第9条 市長は、法第14条の2第1項の規定による予防規程の認可をするときは、当該申請書の副本に認可済印（別記様式第10号）を押印し、当該申請者に交付するものとする。</p>
<p>（事故の通報場所）</p>	<p>（事故の通報場所）</p>
<p>第10条 法第16条の3第2項に規定する市長が指定する場所は、消防本部予防課とする。</p>	<p>第10条 法第16条の3第2項に規定する市長が指定する場所は、消防本部予防課とする。</p>
<p>（危険物等の収去）</p>	<p>（危険物等の収去）</p>

新	旧
<p>第11条 市長は、法第16条の5第1項の規定により危険物又は危険物であることの疑いのある物を収去したときは、当該収去した物の設置者に収去書（別記様式第11号）を交付するものとする。</p>	<p>第11条 市長は、法第16条の5第1項の規定により危険物又は危険物であることの疑いのある物を収去したときは、当該収去した物の設置者に収去書（別記様式第11号）を交付するものとする。</p>
<p>（基準の特例の承認）</p>	<p>（基準の特例の承認）</p>
<p>第12条 政令第23条の規定の適用を受けようとする者は、危険物施設特例基準適用承認申請書（別記様式第12号）により市長に提出し、承認を受けなければならない。</p>	<p>第12条 政令第23条の規定の適用を受けようとする者は、危険物施設特例基準適用承認申請書（別記様式第12号）により市長に提出し、承認を受けなければならない。</p>
<p>2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、危険物施設特例基準適用承認書（別記様式第13号）を当該申請者に交付するものとする。</p>	<p>2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、危険物施設特例基準適用承認書（別記様式第13号）を当該申請者に交付するものとする。</p>
<p>（休止中の地下貯蔵タンク若しくは二重殻タンク又は地下埋設配管の点検期間延長の承認）</p>	<p>（休止中の地下貯蔵タンク若しくは二重殻タンク又は地下埋設配管の点検期間延長の承認）</p>
<p>第13条 市長は、府令第62条の5の2第3項及び府令第62条の5の3第3項の規定による申請について承認するときは、点検期間延長承認書（別記様式第14号）を当該申請者に交付するものとする。</p>	<p>第13条 市長は、府令第62条の5の2第3項及び府令第62条の5の3第3項の規定による申請について承認するときは、点検期間延長承認書（別記様式第14号）を当該申請者に交付するものとする。</p>
<p>（製造所等の氏名変更等）</p>	<p>（製造所等の氏名変更等）</p>
<p>第14条 製造所等の設置者は、住所若しくは氏名又は事務所の所在地、法人の名称若しくは代表者の氏名に変更があった場合は、危険物製造所貯蔵所取扱所氏名等変更届出書（別記様式第15号）を市長に提出しなければならない。ただし、法第11条第6項の規定に該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>第14条 製造所等の設置者は、住所若しくは氏名又は事務所の所在地、法人の名称若しくは代表者の氏名に変更があった場合は、危険物製造所貯蔵所取扱所氏名等変更届出書（別記様式第15号）を市長に提出しなければならない。ただし、法第11条第6項の規定に該当する場合は、この限りでない。</p>
<p>（資料の提出）</p>	<p>（資料の提出）</p>
<p>第15条 製造所等の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料提出書（別記様式第16号）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第15条 製造所等の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料提出書（別記様式第16号）を市長に提出しなければならない。</p>
<p>（1）製造所等の位置、構造又は設備の変更が、法第11条第1項後段の規定による変更の許可の手續を要しない軽微な変更で、製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて（平成14年消防危第49号）により資料等の確認を要するものであるとき。</p>	<p>（1）製造所等の位置、構造又は設備の変更が、法第11条第1項後段の規定による変更の許可の手續を要しない軽微な変更で、製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて（平成14年消防危第49号）により資料等の確認を要するものであるとき。</p>
<p>（2）法第14条の2第1項に規定する予防規程に規定する事項のうち危険物の品名、数量若しくは指定数量の倍数又は設置者若しくは保安の役割分担の氏名若しくは名称を変更しようとするとき。</p>	<p>（2）法第14条の2第1項に規定する予防規程に規定する事項のうち危険物の品名、数量若しくは指定数量の倍数又は設置者若しくは保安の役割分担の氏名若しくは名称を変更しようとするとき。</p>
<p>（3）その他市長が、火災予防上必要と認めるとき。</p>	<p>（3）その他市長が、火災予防上必要と認めるとき。</p>
<p>（製造所等の休止又は再開の届出）</p>	<p>（製造所等の休止又は再開の届出）</p>
<p>第16条 製造所等の設置者は、当該製造所等の使</p>	<p>第16条 製造所等の設置者は、当該製造所等の使</p>

新	旧								
<p>用を3月以上にわたって休止しようとするとき又は休止中の製造所等を再開しようとするときは、休止する日又は再開する日の7日前までに危険物製造所貯蔵所取扱所休止再開届出書（別記様式第17号）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>用を3月以上にわたって休止しようとするとき又は休止中の製造所等を再開しようとするときは、休止する日又は再開する日の7日前までに危険物製造所貯蔵所取扱所休止再開届出書（別記様式第17号）を市長に提出しなければならない。</p>								
<p>（危険物事故発生の届出）</p>	<p>（危険物事故発生の届出）</p>								
<p>第17条 製造所等の設置者は、当該製造所等において爆発、火災その他の災害又は危険物の漏えい、飛散若しくは流出等の事故が発生したときは、速やかに危険物事故発生届出書（別記様式第18号）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第17条 製造所等の設置者は、当該製造所等において爆発、火災その他の災害又は危険物の漏えい、飛散若しくは流出等の事故が発生したときは、速やかに危険物事故発生届出書（別記様式第18号）を市長に提出しなければならない。</p>								
<p>（製造所等における火気使用工事の届出）</p>	<p>（製造所等における火気使用工事の届出）</p>								
<p>第18条 製造所等の設置者は、当該製造所等において溶接、溶断等火花を発生する器具等を使用し、安全対策上仮設防火塀を設置して工事をしようとするときは、事前に火気使用工事届出書（別記様式第19号）を市長に提出しなければならない。ただし、第5条の規定による仮使用の承認に係る工事及び第15条第1号に該当し資料が提出されている工事については、この限りでない。</p>	<p>第18条 製造所等の設置者は、当該製造所等において溶接、溶断等火花を発生する器具等を使用し、安全対策上仮設防火塀を設置して工事をしようとするときは、事前に火気使用工事届出書（別記様式第19号）を市長に提出しなければならない。ただし、第5条の規定による仮使用の承認に係る工事及び第15条第1号に該当し資料が提出されている工事については、この限りでない。</p>								
<p>（不承認等の通知）</p>	<p>（不承認等の通知）</p>								
<p>第19条 市長は、法第10条第1項、法第11条第1項若しくは第5項ただし書若しくは法第14条の2第1項、府令第62条の5の2第3項若しくは府令第62条の5の3第3項又は政令第23条の規定による許可、承認又は認可について拒否する処分を行った場合において、当該申請者から行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項の規定により求めがあった場合は、危険物施設不許可等通知書（別記様式第20号）により通知しなければならない。</p>	<p>第19条 市長は、法第10条第1項、法第11条第1項若しくは第5項ただし書若しくは法第14条の2第1項、府令第62条の5の2第3項若しくは府令第62条の5の3第3項又は政令第23条の規定による許可、承認又は認可について拒否する処分を行った場合において、当該申請者から行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項の規定により求めがあった場合は、危険物施設不許可等通知書（別記様式第20号）により通知しなければならない。</p>								
<p>（電子情報処理組織による申請等）</p>	<p>【新設】</p>								
<p>第20条 この規則に定める市長又は消防長に対して行われる申請等のうち、次の表の左欄に掲げる規定に係る同表の右欄に掲げる書類の提出については、これらの書類の各欄に定める事項を記録した電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p>	<p>※e-Govによる申請が可能な様式：表に列挙</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="129 1713 462 1792">第2条第1項</td> <td data-bbox="462 1713 798 1792">府令第1条の6の申請書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1792 462 1870">第5条第1項</td> <td data-bbox="462 1792 798 1870">府令第5条の2の申請書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1870 462 1948">第7条</td> <td data-bbox="462 1870 798 1948">法第12条の6の規定による届出書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1948 462 2027">第9条</td> <td data-bbox="462 1948 798 2027">法第14条の2第1項の規定による申請書</td> </tr> </table>	第2条第1項	府令第1条の6の申請書	第5条第1項	府令第5条の2の申請書	第7条	法第12条の6の規定による届出書	第9条	法第14条の2第1項の規定による申請書	
第2条第1項	府令第1条の6の申請書								
第5条第1項	府令第5条の2の申請書								
第7条	法第12条の6の規定による届出書								
第9条	法第14条の2第1項の規定による申請書								
<p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法によ</p>	<p>※電子情報処理組織による申請の手続</p>								

新	旧
<p><u>り申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等に記載すべきこととされている事項その他市長又は消防長が定める事項を、当該者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。</u></p>	
<p><u>3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により申請等が行われた場合において、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力された事項を市長又は消防長の使用に係る電子計算機から出力した書面は、当該申請等についてこの規則の規定による様式により提出された申請書等とみなす。</u></p>	<p>※電子情報処理組織による申請内容を印刷した用紙の取扱：規定の様式による申請書等とみなす</p>
<p><u>4 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により、同一の内容の申請書等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）が行われた場合において、当該申請等の申請書等のうち1通に記載すべき事項が入力されたときは、その他の同一内容の申請書等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。</u></p>	
<p><u>5 市長又は消防長は、前項に規定する申請等を受理したときは、市長又は消防長の使用に係る電子計算機から出力した書面に仮貯蔵仮取扱承認済印、仮使用承認済印又は認可済印を押印し、当該申請者等に交付するものとする。</u> (その他)</p>	<p>(その他)</p>
<p>第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>2 この規則の施行の前に行われた申請等の手続は、この規則の規定により行われた手続とみなす。</p>	<p>2 この規則の施行の前に行われた申請等の手続は、この規則の規定により行われた手続とみなす。</p>
<p>附 則（平成31年3月29日規則第26号） この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成31年3月29日規則第26号） この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（令和2年2月12日規則第7号） この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（令和2年2月12日規則第7号） この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（令和3年4月1日規則第36号）</p>	<p>附 則（令和3年4月1日規則第36号）</p>
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な修正をして使用することができる。</p>	<p>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な修正をして使用することができる。</p>
<p>附 則（令和3年12月3日規則第63号）</p>	<p>附 則（令和3年12月3日規則第63号）</p>
<p>1 この規則は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>	<p>1 この規則は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>

新		旧	
<p>2 施行日前に行われたこの規則による改正前の多治見市危険物規制規則に基づく申請等の手続は、改正後の多治見市危険物規制規則の規定により行われた手続とみなす。 <<略>></p>	<p>2 施行日前に行われたこの規則による改正前の多治見市危険物規制規則に基づく申請等の手続は、改正後の多治見市危険物規制規則の規定により行われた手続とみなす。 <<略>></p>		
<p>摘要</p>	<p>改正理由</p>		